

事業概要シート

施策	0102	親と子の健康増進		<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く	
事業名	乳幼児・妊婦健康診査事業	拡充	予算額	109,607 千円 << 116,679 >>千円	
事業期間	昭和43年度 ~		財源内訳	国庫支出金	2,802 千円
根拠法令要綱等	母子保健法 第12条・13条			県支出金	0 千円
				地方債	0 千円
				その他	0 千円
			一般財源	106,805 千円	

【事業の目的・概要・対象】

【目的】 病気や障害を早期に発見し、早期治療や療育につなげ、健やかな発達を支援する。また、子育てのアドバースや育児情報を提供し、育児不安の軽減を図る。

【概要】

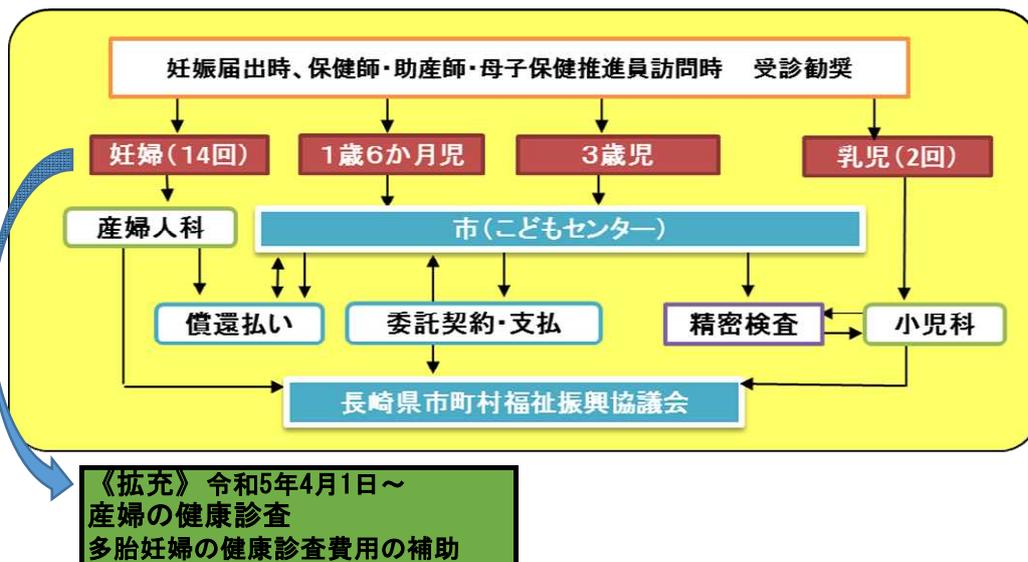
- ①妊婦は産婦人科において、また乳児は小児科において、受診票に基づく個別健診を実施。
- ②新生児は出生後退院までに聴覚検査を実施。
- ③1歳6か月児及び3歳児はこどもセンターにおいて集団健診を実施。
- ④産婦は産婦人科において、健康診査（概ね産後2週間、産後1か月）を実施
- ⑤多胎妊娠の妊婦健康診査に係る費用を補助（多胎妊婦1人当たり5回分）

【対象】 妊婦、乳児、幼児

※令和6年度から「次世代むし歯予防対策事業」から一部統合する。

【内容】 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において口腔内の状況把握や希望者にフッ化物歯面塗布を行っているためその謝礼・消耗品費の追加を行う。

【現在の事業の状況】



【背景】

妊婦健診について、現在、個別健診の受診券を14回配布している。多胎妊婦は医師の判断により通常の妊婦より妊婦健診の回数が多いが受診券は14回のみ配布で自己負担が大きい。産後、心身の不調や産後うつとなることがあるため、支援が必要な産婦を把握し支援につなげることが重要である。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	久保 昭隆
担当者	内田 佳代	問合せ先	0957-54-9100（内線170）

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨の割合	計画値	%	100	100	100	100
②		計画値					

【成果指標】

指標名		単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	妊婦健康診査の受診率（1回目）	計画値	%	90.8	96.3	96.6	97
②		計画値					

【予算・決算】（千円）

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
事業費	89,899	106,981	116,679	109,607	109,607	109,607	642,380
国庫支出金	0	0	4,385	2,802	2,802	2,802	12,791
県支出金	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	12,723	11,820	0	0	0	24,543
一般財源	89,899	92,113	100,474	106,805	106,805	106,805	602,901
人件費	0	4,120	4,701	4,701	4,701	4,701	22,925
職員(人)		0.69人	0.63人	0.63人	0.63人	0.63人	3.21人
時間外勤務(h)		415h	60h	60h	60h	60h	655h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	89,899	111,101	121,380	114,308	114,308	114,308	665,305

妥当性 (市の関与)	母子保健法に基づいて実施する事業であるため、妥当。
有効性 (施策貢献度)	親と子の健康増進のために必要。
効率性 (コスト)	母子保健法に基づく事業であり、母子の健康増進のため、健康診査は必要であり、受診の促進のため、費用の負担は必要である。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり